

新 旧 対 照 条 文 目 次

一	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第一条関係）【平成19年1月1日施行】	1
二	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第二条関係）【平成19年4月1日施行】	5
三	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第三条関係）【平成20年4月1日施行】	62
四	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（第四条関係）【平成19年4月1日施行】	63
五	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（第五条関係）【平成19年4月1日施行】	67
六	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（第六条関係）【平成19年4月1日施行】	71
七	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（第七条関係）【平成20年4月1日施行】	74
八	薬事法（昭和三十一年法律第四百四十五号）（第八条関係） 【平成19年4月1日（一部平成20年4月1日）施行】	78
九	薬剤師法（昭和三十一年法律第四百四十六号）（第九条関係） 【平成20年4月1日（一部平成19年4月1日）施行】	87
十	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（第十条関係）【平成19年4月1日施行】	95

十一	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（第十一条関係）【平成20年4月1日施行】	112
十二	健康保険法（大正十一年法律第七十号）（附則第十七条関係） 【平成19年4月1日（一部平成19年1月1日）施行】	114
十三	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十八条関係） 【平成19年4月1日（一部平成20年4月1日）施行】	115
十四	地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（附則第十九条関係）【平成19年4月1日施行】	118
十五	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（附則第二十条関係）【平成19年4月1日施行】 .	119
十六	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）（附則第二十一条関係） 【平成19年4月1日施行】	122
十七	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）（附則第二十二条関係） 【平成19年4月1日施行】	123
十八	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（附則第二十三条関係）【平成19年4月1日施行】	128
十九	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第二十四条関係）【平成19年4月1日施行】 ...	129
二十	構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（附則第二十五条関係） 【平成19年4月1日施行】	131

二十一	破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第二十六条関係）【平成19年4月1日施行】	133
二十二	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号） （附則第二十七条関係）【平成19年4月1日施行】	134
二十三	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号） （附則第二十八条関係）【平成19年4月1日施行】	135
二十四	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）（附則第二十九条関係） 【平成19年4月1日施行】	136
二十五	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第三十条関係）【平成20年4月1日施行】 ...	137

改 正 案	現 行
第七条（略） 2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。 一 三 （略） 四 療養病床（病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。） 五 一般病床（病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。） 3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。 4・5 （略） 第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合にお	第七条（略） 2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。 一 三 （略） 四 療養病床（病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。） 五 一般病床（病院の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。） 3 診療所に療養病床を設けようとするとき、又は診療所の療養病床の病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。 4・5 （略） 第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合にお

いて、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この項において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになることを認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一（略）

- 2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、第三十条の三第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計

いて、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この項において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院の病床（当該申請に係る病床が療養病床等である場合は、診療所の療養病床を含む。）の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになることを認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一（略）

- 2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の療養病床の設置の許可又は診療所の療養病床の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、第三十条の三第四項の厚生労働省令で定める標

画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る~~病床の設置若しくは病床数の増加によつてこれを超えることになる~~と認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

3　5　（略）

6　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定めるもの又は日本郵政公社は、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に~~病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。~~

第十三条　患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならない。

第三十条の三　（略）

2　医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域

準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る~~療養病床の設置若しくは療養病床の病床数の増加によつてこれを超えることになる~~と認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

3　5　（略）

6　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定めるもの又は日本郵政公社は、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に~~療養病床を設け、若しくは診療所の療養病床の病床数を増加しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。~~

第十三条　診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間を超えて入院させることのないように努めなければならない。ただし、療養病床に入院している患者については、この限りでない。

第三十条の三　（略）

2　医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除き、診療所の療養病床を含む。）の整備を図る

的単位として区分する区域の設定に関する事項 二〽九（略） 三〽一三（略） 第三十条の七 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。	べき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項 二〽九（略） 三〽一三（略） 第三十条の七 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の療養病床の設置若しくは診療所の療養病床の病床数の増加に関して勧告することができる。
---	--

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 医療に関する選択の支援等 第一節 医療に関する情報の提供等（第六条の二―第六条の四） 第一節 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告（第六条の五―第六条の八） 第三章 医療の安全の確保（第六条の九―第六条の十二） 第四章 病院、診療所及び助産所 第一節 開設等（第七条―第九条） 第二節 管理（第十条―第二十三条） 第三節 監督（第二十三条の二―第三十条） 第四節 雑則（第三十条の二） 第五章 医療提供体制の確保 第一節 基本方針（第三十条の三） 第二節 医療計画（第三十条の四―第三十条の十一） 第三節 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の十二・第三十条の十三） 第四節 公的医療機関（第三十一条―第三十八条） 第六章 医療法人 第一節 通則（第三十九条―第四十三条） 第二節 設立（第四十四条―第四十六条）	目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 病院、診療所及び助産所（第七条―第三十条の二） 第二章の二 医療計画（第三十条の三―第三十条の七） 第三章 公的医療機関（第三十一条―第三十八条） 第四章 医療法人（第三十九条―第六十八条の三） 第五章 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告（第六十九条―第七十一条） 第五章の二 雑則（第七十一条の二―第七十一条の六） 第六章 罰則（第七十二条―第七十七条） 附則

~~第三節 管理（第四十六条の二―第五十四条）~~

~~第四節 社会医療法人債（第五十四条の二―第五十四条の八）~~

~~第五節 解散及び合併（第五十五条―第六十二条）~~

~~第六節 監督（第六十三条―第七十一条）~~

~~第七章 雑則（第七十一条の二―第七十一条の六）~~

~~第八章 罰則（第七十一条の七―第七十七条）~~

~~附則~~

第一章 総則

第一条 この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

第一条の二 （略）

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能（以下「医療機能」という。）に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

第一章 総則

第一条 この法律は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

第一条の二 （略）

2 医療は、国民自らの健康の保持のための努力を基礎として、病院、診療所、介護老人保健施設その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効率的に提供されなければならない。

第一条の四 (略)

2 (略)

3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4| 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所を退院する患者が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。

5| (略)

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 六 (略)

2・3 (略)

第五条 公衆又は特定多数人のため往診のみによつて診療に従事する医師若しくは歯科医師又は出張のみによつてその業務に従事する助産師につ

第一条の四 (略)

2 (略)

3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4| (略)

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条第二項に規定する特別医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 六 (略)

2・3 (略)

第五条 公衆又は特定多数人のため往診のみによつて診療に従事する医師若しくは歯科医師又は出張のみによつてその業務に従事する助産師につ

いては、第六条の五又は第六条の七、第八条及び第九条の規定の適用に関し、それぞれその住所をもつて診療所又は助産所とみなす。

2 (略)

第二章 医療に関する選択の支援等

第一節 医療に関する情報の提供等

第六条の二 国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択に関して必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるように、当該医療提供施設の提供する医療について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、患者又はその家族からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

第六条の三 病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

3 病院等の管理者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

いては、第八条、第九条及び第六十九条又は第七十一条の規定の適用に関し、それぞれその住所をもつて診療所又は助産所とみなす。

2 (略)

働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

第六条の四 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の診療を担当する医師又は歯科医師により、次に掲げる事項を記載した書面の作成並びに当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。ただし、患者が短期間で退院することが見込まれる場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

一 患者の氏名、生年月日及び性別

二 当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名

三 入院の原因となつた傷病名及び主要な症状

四 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療（入院中の看護及び栄養管理を含む。）に関する計画

五 その他厚生労働省令で定める事項

- 2| 病院又は診療所の管理者は、患者又はその家族の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。
- 3| 病院又は診療所の管理者は、患者を退院させるときは、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるよう努めなければならない。
- 4| 病院又は診療所の管理者は、第一項の書面の作成に当たつては、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の有する知見を十分に反映させるとともに、当該書面に記載された内容に基づき、これらの者による有機的な連携の下で入院中の医療が適切に提供されるよう努めなければならない。
- 5| 病院又は診療所の管理者は、第三項の書面の作成に当たつては、当該患者の退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携が図られるよう努めなければならない。

第二節 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告

第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 医師又は歯科医師である旨
- 二 診療科名
- 三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並

- ひに病院又は診療所の管理者の氏名
- 四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
- 五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨
- 六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別、この数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項
- 七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- 八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
- 九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項
- 十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
- 十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項
(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの)

のに限る。)

十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十三 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2| 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

3| 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

4| 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

第六条の六 前条第一項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業につき政令で定める診療科名並びに当該診療科名以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたるものとする。

2| 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならない。

3| 厚生労働大臣は、第一項の許可をするに当たつては、あらかじめ、医

道審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 第一項の規定による許可に係る診療科名を広告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて広告しなければならない。

第六条の七 助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 助産師である旨
- 二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名
- 三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無
- 四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項
- 五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- 六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項
- 七 第十九条に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項
- 八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項
- 九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定め

る事項

2| 前項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

3| 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

第六条の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項、第三項若しくは第四項又は前条各項の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告を行つた者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告を行つた者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

2| 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告を行つた者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。

3| 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 医療の安全の確保

第六条の九 国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条の十 病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

第六条の十一 都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、第六条の九に規定する措置を講ずるため、次に掲げる事務を実施する施設（以下「医療安全支援センター」という。）を設けるよう努めなければならない。

一 患者又はその家族からの当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、当該患者若しくはその家族又は当該病院、診療所若しくは助産所の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うこと。

二 当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくは従業者又は患者若しくはその家族若しくは住民に対し、医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行うこと。

三 当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所又は助産所の管理者又は従業者に対し、医療の安全に関する研修を実施すること。

- 四 前三号に掲げるもののほか、当該都道府県等の区域内における医療の安全の確保のために必要な支援を行うこと。
- 2 都道府県等は、前項の規定により医療安全支援センターを設けたときは、その名称及び所在地を公示しなければならない。
- 3 都道府県等は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の厚生労働省令で定める者に対し、医療安全支援センターにおける業務を委託することができる。
- 4 医療安全支援センターの業務に従事する職員（前項の規定により委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員を含む。）又はその職にあつた者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六条の十二 国は、医療安全支援センターにおける事務の適切な実施に資するため、都道府県等に対し、医療の安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全支援センターの運営に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。

第四章 病院、診療所及び助産所

第一節 開設等

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同法第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定

第二章 病院、診療所及び助産所

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府

による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。

）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

- 2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者が診療所を開設したもの若しくは助産師でない者が助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

一 五 （略）

3 五 （略）

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る

県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

- 2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者が診療所を開設したもの若しくは助産師でない者が助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

一 五 （略）

3 五 （略）

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この項において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る

病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一（八）（略）

- 2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

- 3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設

病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一（八）（略）

- 2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、第三十条の三第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

置するものに限る。)の所在地を含む地域(医療計画において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域をいう。)における療養病床及び一般病床の数が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がないのに、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を採るべきことを命ずることができる。

4| 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の四第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

5| 第一項から第三項までの場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、厚生労働省令の定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。

6| 都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項までの許可を与えない処分をし、又は第三項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

7| (略)

3| 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の三第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

4| 第一項又は第二項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、厚生労働省令の定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。

5| 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により前条第一項から第三項までの許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

6| (略)

第八条 ~~臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師又は助産師が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。~~

第九条 (略)

第二節 管理

第十条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は~~臨床研修等修了医師に、~~歯科医業をなすものである場合は~~臨床研修等修了歯科医師に、~~これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは~~臨床研修等修了医師に、~~主として歯科医業を行うものであるときは~~臨床研修等修了歯科医師に、~~これを管理させなければならない。

第十二条の二 (略)

2 ~~都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。~~

第十二条の三 (略)

2 ~~厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。~~

第十六条の二 (略)

2 ~~地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提~~

第八条 ~~臨床研修修了医師、臨床研修修了歯科医師又は助産師が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。~~

第九条 (略)

第十条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は~~臨床研修修了医師に、~~歯科医業をなすものである場合は~~臨床研修修了歯科医師に、~~これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは~~臨床研修修了医師に、~~主として歯科医業を行うものであるときは~~臨床研修修了歯科医師に、~~これを管理させなければならない。

第十二条の二 (略)

第十二条の三 (略)

第十六条の二 (略)

供施設、介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護を行う同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者（以下この項において「居宅等医療提供施設等」という。）における連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。	
第十六条の三	（略）
2	特定機能病院の管理者は、第三十条の四第二項第二号に規定する医療連携体制が適切に構築されるように配慮しなければならない。
第十七条	第六条の十及び第十三条から前条までに定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊婦、産婦及びじよく婦の入院又は入所につき遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。
第十九条	助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならない。
第二十三条	（略）
第三節 監督	
第二十三条の二	（略）

第十六条の三	（略）
第十七条	第十三条から前条までに定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊婦、産婦及びじよく婦の入院又は入所につき遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。
第十九条	助産所の開設者は、嘱託医師を定めて置かななければならない。
第二十三条	（略）
第二十三条の二	（略）

第二十五条	(略)
2	3、4 (略)
5	 第六条の八第三項の規定は第一項及び第三項の立入検査について、同条第四項の規定は前各項の権限について、準用する。
(削る)	
第二十九条	都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。
1・2	(略)
3	開設者が 第六条の三第六項、第二十四条第一項又は前条の規定に基づき命令又は処分に違反したとき。
4	(略)
2	(略)
3	都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。
1	(略)
2	地域医療支援病院の開設者が 第十二条の二第一項の規定に違反したとき。
3	(略)
4	地域医療支援病院の管理者が 第十六条の二第一項の規定に違反したとき。
4	厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特

第二十五条	(略)
2	3、4 (略)
5	 第一項又は第三項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
6	 第一項から第四項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第二十九条	都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。
1・2	(略)
3	開設者が第二十四条第一項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。
4	(略)
2	(略)
3	都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。
1	(略)
2	地域医療支援病院の開設者が 第十二条の二の規定に違反したとき。
3	(略)
4	地域医療支援病院の管理者が 第十六条の二の規定に違反したとき。
4	厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特

	定機能病院の承認を取り消すことができる。
一	(略)
二	特定機能病院の開設者が第十二条の三第一項の規定に違反したとき。
三	(略)
四	特定機能病院の管理者が第十六条の三第一項の規定に違反したとき。
5・6	(略)
第二十九条の二	厚生労働大臣は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二十八条並びに前条第一項及び第二項の規定による処分を行うべきことを指示することができる。
第三十条	(略)
	第四節 雑則
第三十条の二	(略)
	第五章 医療提供体制の確保
	第一節 基本方針
第三十条の三	厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
2	基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

	定機能病院の承認を取り消すことができる。
一	(略)
二	特定機能病院の開設者が第十二条の三の規定に違反したとき。
三	(略)
四	特定機能病院の管理者が第十六条の三の規定に違反したとき。
5・6	(略)
第二十九条の二	厚生労働大臣は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し、第二十八条並びに前条第一項及び第二項の規定による処分を行うべきことを指示することができる。
第三十条	(略)
第三十条の二	(略)
	第二章の二 医療計画
第三十条の三	都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。
2	医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一	主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症

1	医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項
2	医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
3	医療提供体制の確保に係る目標に関する事項
4	医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
5	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項
6	次条第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項
7	その他医療提供体制の確保に関する重要事項
3	厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

	病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
2	2以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項
3	療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項
4	地域医療支援病院の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
5	医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項
6	休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項
7	べき地の医療の確保が必要な場合にあつては、当該医療の確保に関する事項
8	医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項
9	前各号に掲げるもののほか、医療を提供する体制の確保に関し必要な事項
3	前項第四号から第九号までの事項を定めるに当たつては、同項第一号に規定する区域ごとの医療を提供する体制が明らかになるように定めなければならない。
4	第二項第一号及び第二号に規定する区域の設定並びに同項第三号に規

定する基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）は、厚生労働省令で定める。

5 都道府県は、第二項第三号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の標準によらないことができる。

6 都道府県は、第十四項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第三号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

7 都道府県は、第十四項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第三号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

8 都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連係を図るように努めなければならない。

9 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは

第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業の目標に関する事項

二 第四号及び第五号の事業に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三 医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項

、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

10 都道府県は、少なくとも五年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

11 都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

12 都道府県は、医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村（救急業務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）の意見を聴かなければならない。

13 都道府県は、医療計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。

- 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項
- 五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（へに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）
- イ 救急医療
- ロ 災害時における医療
- ハ へき地の医療
- ニ 周産期医療
- ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療
- 六 居宅等における医療の確保に関する事項
- 七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項
- 八 医療の安全の確保に関する事項
- 九 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
- 十 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
- 十一 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての

区域の設定に関する事項

十二 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

3 都道府県は、前項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、前項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからへまでに掲げる医療ごとに定めること。

二 医療連携体制の構築の内容が、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることができることを確保するものであること。

三 医療連携体制の構築の内容が、医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであること。

四 医療連携体制が、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されること。

4 第二項第十号及び第十一号に規定する区域の設定並びに同項第十二号に規定する基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）は、厚生労働省令で定める。

5 都道府県は、第二項第十二号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定め

- る事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の標準によらないことができる。
- 6| 都道府県は、第十二項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十二号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。
- 7| 都道府県は、第十二項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十二号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。
- 8| 都道府県は、医療計画を作成するに当たっては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るよう努めなければならない。
- 9| 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。
- 10| 都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
- 11| 都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計

	画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村（救急業務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）の意見を聴かなければならない。
12	都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。
第三十条の五	都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。
第三十条の六	都道府県は、少なくとも五年ごとに第三十条の四第二項第一号及び第九号に定める目標の達成状況並びに同項各号（第一号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。
第三十条の七	医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。
2	病院又は診療所の管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、居宅等において医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行うよう努めるものとする

	3 病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師の診療、研究又は研修のために利用させるように努めるものとする。
	第三十条の八 (略)
	第三十条の九 国は、医療計画の達成を推進するため、都道府県に対し、予算の範囲内で、医療計画に基づく事業に要する費用の一部を補助することができる。
	第三十条の十 (略)
	(削る)
	第三十条の十一 (略)
	第三節 医療従事者の確保等に関する施策等
	第三十条の十二 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る

	第三十条の四 (略)
	第三十条の五 (略)
	第三十条の六 病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師の診療、研究又は研修のために利用させるように努めるものとする。
	第三十条の七 (略)

医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

- 一 特定機能病院
- 二 地域医療支援病院
- 三 第三十一条に規定する公的医療機関
- 四 医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院
- 五 診療に関する学識経験者の団体
- 六 大学その他の医療従事者の養成に関する機関
- 七 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人
- 八 その他厚生労働省令で定める者

2 前項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第三十条の十三 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、前条第一項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力するよう努めなければならない。

第四節 公的医療機関

第三十一条 公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。）は、第三十条の十二第一項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協

第三章 公的医療機関

第三十一条 この章において、「公的医療機関」とは、都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。

力しなければならない。

~~第三十二条及び第三十三条 削除~~

第三十四条 厚生労働大臣は、医療の普及を図るため特に必要があると認めるときは、~~第三十一条~~に規定する者に対し、公的医療機関の設置を命ずることができる。

2 (略)

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 当該病院又は診療所の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。

二 (略)

三 ~~当該公的医療機関の所在地の都道府県の医療計画に定められた救急医療等確保事業に係る医療の確保に関し必要な措置を講ずること。~~

2 (略)

~~第三十六条から第三十八条まで 削除~~

~~第三十二条 削除~~

~~第三十三条 国庫は医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者に対し、その開設する公的医療機関について、予算の定める範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助することができる。~~

第三十四条 厚生労働大臣は、医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、~~前条~~に規定する者に対し、公的医療機関の設置を命ずることができる。

2 (略)

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 当該病院又は診療所の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。

二 (略)

2 (略)

~~第三十六条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ公的医療機関の運営に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、公的医療機関運営審~~

第六章 医療法人 第一節 通則 第三十九条 (略) 第四十条の二 医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。 第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。	議 会を置くことができる。 2 公的医療機関運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。 第三十七条 厚生労働大臣は、公的医療機関の開設者が請求することのできる診療の報酬に関して必要な定をなすことができる。 第三十八条 削除 第四章 医療法人 第三十九条 (略) 第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。
---	---

一、六 (略) 七 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第二条第二項及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施 八 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) 第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置 (削る)	(削る) 第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの (以下「
---	--

一、六 (略) 七 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第二条第三項第二号から第六号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の実施 2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの (以下「特別医療法人」という。) は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を行うことができる。 一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一を超えて含まれることがないこと とその他公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。 二 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は厚生労働省令で定める者に帰属させる旨を定めていること。	3 前項に規定する厚生労働大臣が定める業務 (第六十四条の二において「収益業務」という。) に関する会計は、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務及び第一項各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。
---	--

社会医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができる。

一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

二 社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

三 財団たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

四 救急医療等確保事業(当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

五 前号の業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

イ 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備

ロ 当該業務を行うための体制

	ハ 当該業務の実績
六	前各号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
七	定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。
2	都道府県知事は、前項の認定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
3	収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。
第四十三条 （略）	
第二節 設立	
第四十四条 （略）	
2	医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。
一・二	（略）
三	その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。）の名称及び開設場所
四～六 （略）	
七	社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に

第四十三条 （略）	
第四十四条 （略）	
2	医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。
一・二	（略）
三	その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び開設場所
四～六 （略）	
七	社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪に関する規定

	関する規定 八 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定 九 解散に関する規定 十 定款又は寄附行為の変更に関する規定 十一 公告の方法 三 (略) 四 第二項第九号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。 五 この節に定めるもののほか、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第四十六条	(略)
	第三節 管理
第四十六条の二	(略)
二	(略)
三	役員任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。
第四十六条の三	(略)
二	前条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章（次条第二項を除く。）の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

	八 解散に関する規定 九 定款又は寄附行為の変更に関する規定 十 公告の方法 三 (略) 四 この章に定めるものの外、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第四十六条	(略)
第四十六条の二	(略)
二	(略)
第四十六条の三	(略)
二	前条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章（第四項を除く。）の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

(削る)
(削る)

第四十六条の四 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 医療法人の業務を監査すること。
 - 二 医療法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。
 - 五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - 六 財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

- 3 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。
- 4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

第四十七条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。

2 （略）

第四十八条 監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第四十八条の二 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第四十八条の三 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

3 議長は、社員総会において選任する。

4 理事長は、総社員の五分の一以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることがで

第四十七条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えないことができる。

2 （略）

第四十八条 監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

- きる。
- 5| 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の
出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6| 社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過
半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7| 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることはできな
い。
- 第四十八条の四 社員は、各一個の議決権を有する。
- 第四十九条 財団たる医療法人に、評議員会を置く。
- 2| 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員（第四十六条の二第一項
ただし書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上の評議員）をも
つて、組織する。
- 3| 評議員会は、理事長が招集する。
- 4| 評議員会に、議長を置く。
- 5| 理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から会議に付議すべき事
項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日
から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員
の五分の一以上の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定め
ることができる。
- 6| 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、
議決することができない。
- 7| 評議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。

第四十九条 理事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたとき
は、一月以内にこれを補充しなければならない。

8| 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十九条の二 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 事業計画の決定又は変更

三 寄附行為の変更

四 合併

五 第五十五条第二項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散

六 その他医療法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2| 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十九条の三 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2| 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第四十九条の四 評議員となる者は、次に掲げる者とする。

一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、

	寄附行為の定めるところにより選任された者
二	病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
三	医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
四	前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
2	評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。
第五十条 (略)	
2・3 (略)	
4	第四十四条第四項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。
第五十条の二 医療法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。	
第五十一条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。	
2	理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。
3	社会医療法人（厚生労働省令で定めるものに限る。）の理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。

第五十条 (略)

2・3 (略)

第五十一条 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手續は、厚生労働省令で定める。

第五十一条の二 医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 事業報告書等

二 第四十六条の四第三項第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 前項各号に掲げる書類

二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。）

第五十二条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、こ

第五十二条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができる。

四	募集社会医療法人債の利率
五	募集社会医療法人債の償還の方法及び期限
六	利息支払の方法及び期限
七	社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときは、その旨
八	社会医療法人債に係る債権者（以下「社会医療法人債権者」という。）が第五十四条の七において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
九	社会医療法人債管理者が社会医療法人債権者集会の決議によらずに第五十四条の七において準用する会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨
十	各募集社会医療法人債の払込金額（各募集社会医療法人債と引換えに払い込む金銭の額をいう。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法
十一	募集社会医療法人債と引換えにする金銭の払込みの期日
十二	一定の日までに募集社会医療法人債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社会医療法人債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日
十三	前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
2	前項第二号に掲げる事項その他の社会医療法人債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として厚生労働省令で定める事項は、理事の過半数で決しなければならない。
第五十四条の四	社会医療法人は、社会医療法人債を発行した日以後遅滞

なく、社会医療法人債原簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項その他の社会医療法人債の内容を特定するものとして厚生労働省令で定める事項（以下「種類」という。）
- 二 種類ごとの社会医療法人債の総額及び各社会医療法人債の金額
- 三 各社会医療法人債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日
- 四 社会医療法人債権者（無記名社会医療法人債（無記名式社会医療法人債券が発行されている社会医療法人債をいう。）の社会医療法人債権者を除く。）の氏名又は名称及び住所
- 五 前号の社会医療法人債権者が各社会医療法人債を取得した日
- 六 社会医療法人債券を発行したときは、社会医療法人債券の番号、発行の日、社会医療法人債券が記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式社会医療法人債券の数
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第五十四条の五 社会医療法人は、社会医療法人債を発行する場合には、社会医療法人債管理者を定め、社会医療法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社会医療法人債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各社会医療法人債の金額が一億円以上である場合その他社会医療法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第五十四条の六 社会医療法人債権者は、社会医療法人債の種類ごとに社会医療法人債権者集会を組織する。

21 社会医療法人債権者集会は、この法律又は次条において準用する会社法に規定する事項及び社会医療法人債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。

第五十四条の七 会社法第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く。）、第六百八十五条から第七百一条まで、第七百三条から第七百四十四条まで、第七百七十七条から第七百四十二条まで、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条（第三号及び第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条（第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条の八 社会医療法人債は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、社債とみなす。

第五節 解散及び合併

第五十五条 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。

第五十五条 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。

一・二 (略) 三 社員総会の決議 四～七 (略) 2～5 (略) 第五十六条 (略) (削る) (削る) 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。 第六十二条 (略) 第六節 監督 第六十三条 (略) 2 第六条の八第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 第六十四条の二 都道府県知事は、社会医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第四十二条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。	
--	--

一・二 (略) 三 総会の決議 四～七 (略) 2～5 (略) 第五十六条 (略) 2 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する。 3 財団たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。 4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。 第六十二条 (略) 第六十三条 (略) 2 第二十五条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 第六十四条の二 都道府県知事は、収益業務を行う特別医療法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該特別医療法人に対して、収益業務の停止を命ずることができる。 一 当該特別医療法人が定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務	
--	--

- 二 定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つたとき。
- 三 収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てないとき。
- 四 収益業務の継続が、社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障があると認めるとき。
- 五 不正の手段により第四十二条の二第一項の認定を受けたとき。
- 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第六十六条の二 厚生労働大臣は、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条並びに前条第一項の規定による処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、これらの規定による処分を行うべきことを指示することができる。

第六十八条 民法第四十条から第四十四条まで、第五十条、第五十一条第一項（法人の設立のときに関する部分に限る。）及び第二項、第五十二条第二項、第五十五条から第五十七条まで、第六十二条から第六十四条まで、第六十五条第二項及び第三項、第六十六条、第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）並びに第七十八条から第八十三条まで、会社法第六百六十二条、第六百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第

を行うこと。

- 二 当該特別医療法人が収益業務から生じた収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てないこと。
- 三 収益業務の継続が、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障があること。

第六十六条の二 厚生労働大臣は、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二、第六十五条並びに前条第一項の規定による処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、これらの規定による処分を行うべきことを指示することができる。

第六十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条から第四十四条まで、第五十条、第五十一条第一項（法人の設立のときに関する部分に限る。）及び第二項、第五十二条第二項、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条から第六十六条まで、第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十三条まで、会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百六十二条、第六百六十四条、第八百六十八条第一項、第八

八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、八百七十五条及び八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、医療法人について準用する。この場合において、民法第四十条、第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第四十二条第一項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは「医療法人の成立の時」と、同法第六十五条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同法第七十四条中「破産手続開始の決定による解散の場合」とあるのは「合併及び破産手続開始の決定による解散の場合」と、同法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、会社法第六百六十四条中「社員に分配する」とあるのは「残余財産の帰属すべき者又は国庫に帰属させる」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の四第三項、第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十五条第三項、第四項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五項、第五十七条第四項、第五十八条、第六十四条から第六十六条まで、第六十七条第一項及び第三項並びに前条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第一項、第四

百七十一条、八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、八百七十五条及び八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、医療法人について準用する。この場合において、民法第四十条、第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第四十二条第一項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは「医療法人の成立の時」と、同法第五十九条第三号、第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第六十条及び第六十一条中「理事」とあるのは「理事長」と、同法第七十四条中「破産手続開始の決定による解散の場合」とあるのは「合併及び破産手続開始の決定による解散の場合」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十七条第一項ただし書、第五十条、第五十一条第一項、第五十五条第三項、第四項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五項、第五十六条第二項及び第三項、第五十七条第四項、第五十八条、第六十四条から第六十七条まで並びに前条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十五条第二項、第五十五条第四項、第六十四条第三項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」と

号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地のすべての都道府県に」と、同条第二項、第四十五条第二項、第五十五条第四項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一項ただし書の認可」と、第六十二条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十二条の二第一項の規定による認定並びに第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

第六十九条から第七十一条まで 削除

あるのは「社会保障審議会」と、第六十二条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十五条第三項、第五十六条第二項及び第三項並びに第五十七条第四項の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

第五章 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告

第六十九条 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 医師又は歯科医師である旨

二 次条第一項の規定による診療科名

三 次条第二項の規定による診療科名

四 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

五 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名

- 六 診療日又は診療時間
- 七 入院設備の有無
- 八 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称
- 九 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨
- 十 前各号に掲げる事項のほか、第十四条の二第一項第四号に掲げる事項
- 十一 その他厚生労働大臣の定める事項
- 2 厚生労働大臣は、適正な医療を受けることができることを確保するため、前項第九号から第十一号までに掲げる事項の広告について、厚生労働省令の定めるところにより、その広告の方法及び内容に関する基準を定めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて第一項第十一号に掲げる事項の案及び前項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたり、又はその方法若しくは内容が第二項に規定する基準に違反してはならない。
- 第七十条 前条第一項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業につき政令で定める診療科名とする。
- 2 前条第一項第三号の規定による診療科名は、前項の規定による診療科名以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとする

- ときは、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4| 厚生労働大臣は、第二項の許可をするに当たっては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 5| 第二項の規定による診療科名を広告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて広告しなければならない。
- 第七十一条 助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。
- 一 助産師である旨
- 二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 常時業務に従事する助産師の氏名
- 四 就業の日時
- 五 入所施設の有無
- 六 助産録に係る情報を提供することができる旨
- 七 前各号に掲げる事項のほか、第十四条の二第二項第四号に掲げる事項
- 八 その他厚生労働大臣の定める事項
- 2| 厚生労働大臣は、適正な助産を受けることができることを確保するため、前項第六号から第八号までに掲げる事項の広告について、厚生労働省令の定めるところにより、その広告の方法及び内容に関する基準を定めることができる。
- 3| 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽

第七章 雑則

第七十一条の四 第六十八条の二第二項において読み替えて適用する第六十三条第一項及び第六十八条の二第二項（同項後段の意見を付する部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八章 罰則

第七十一条の七 社会医療法人の役員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会医療法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条の八 社会医療法人の代表社会医療法人債権者（第五十四条の七において準用する会社法第七百三十六条第一項の規定により選任された代表社会医療法人債権者をいう。第七十一条の十一第一項及び第七十五条の二において同じ。）又は決議執行者（第五十四条の七において準用する同法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。第七十一条の十一第一項及び第七十五条の二において同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社会医療法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれ

にわたり、又はその方法若しくは内容が前項に規定する基準に違反してはならない。

第五章の二 雑則

第七十一条の四 第六十八条の二第二項において読み替えて適用する第六十三条第一項及び第六十八条の二第二項（同項後段の意見を付する部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

を併科する。

第七十一条の九 前二条の罪の未遂は、罰する。

第七十一条の十 社会医療法人の役員又は社会医療法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた者が、社会医療法人債を引き受ける者の募集をするに当たり、社会医療法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 社会医療法人債の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

第七十一条の十一 社会医療法人の役員又は代表社会医療法人債権者若しくは決議執行者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役

又は五百万円以下の罰金に処する。

- 2| 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第七十一条の十二 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 社会医療法人債権者集会における発言又は議決権の行使

二 社会医療法人債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる社会医療法人債を有する社会医療法人債権者の権利の行使

- 2| 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第七十一条の十三 第七十一条の十二第一項又は前条第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十一条の十四 第七十一条の七から第七十一条の九まで、第七十一条の十一第一項及び第七十一条の十二第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

- 2| 第七十一条の十一第二項及び第七十一条の十二第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第七十一条の十五 第七十一条の八、第七十一条の十又は第七十一条の十一第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定及び第七十一

	条の九の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。
第七十二条（略）	
2（略）	
3	第六条の十一第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十三条	次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一	第六条の五第三項、第六条の六第四項、第六条の七第二項又は第七条第一項の規定に違反した者
二（略）	
三	第六条の八第二項、第七条の二第三項、第二十三条の二、第二十四条、第二十八条又は第二十九条第一項の規定に基づく命令又は処分に違反した者
第七十四条	次の各号のいずれかに該当する者は、これを二十万円以下の罰金に処する。
一（略）	
二	第五条第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項若しくは第三項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三（略）	

第七十二条（略）	
2（略）	
第七十三条	次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一	第七条第一項、第六十九条第一項若しくは第四項、第七十条第五項又は第七十一条第一項若しくは第三項の規定に違反した者
二（略）	
三	第二十三条の二、第二十四条、第二十八条又は第二十九条第一項の規定に基づく命令又は処分に違反した者
第七十四条	次の各号のいずれかに該当する者は、これを二十万円以下の罰金に処する。
一（略）	
二	第五条第二項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第三項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三（略）	

第七十五条 (略)

第七十五条の二 社会医療法人の役員、社会医療法人債原簿管理人（第五十四条の七において準用する会社法第六百八十三条に規定する者をいう。）、社会医療法人債管理者、事務を承継する社会医療法人債管理者（第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項又は第七百十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理者の事務を承継する社会医療法人債管理者をいう。）、代表社会医療法人債権者又は決議執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律において準用する会社法の規定による公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 この法律において準用する会社法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 この法律において準用する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 社会医療法人債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

五 社会医療法人債原簿、議事録（第五十四条の七において準用する会

第七十五条 (略)

~~社法第七百三十一条第一項の規定により作成する議事録をいう。次号において同じ。）、第五十四条の七において準用する同法第六百八十一条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。~~

~~六 第五十四条の七において準用する会社法第六百八十四条第一項又は第七百三十一条第二項の規定に違反して、社会医療法人債原簿又は議事録を備え置かなかつたとき。~~

~~七 社会医療法人債の発行の日前に社会医療法人債券を発行したとき。~~

~~八 第五十四条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく、社会医療法人債券を発行しなかつたとき。~~

~~九 社会医療法人債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。~~

~~十 第五十四条の五の規定に違反して社会医療法人債を発行し、又は第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項の規定に違反して事務を承継する社会医療法人債管理者を定めなかつたとき。~~

第七十六条 （略）

一 （略）

~~一の二 第五十条第三項又は第五十二条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。~~

~~二 第五十一条の二の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。~~

三・四 （略）

第七十六条 （略）

一 （略）

~~一の二 第五十条第三項又は第五十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。~~

~~二 第五十二条第一項の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。~~

三・四 （略）

五 第六十四条第二項又は第六十四条の二第二項の規定による命令に違反して業務を行つたとき。 六〃八 (略) 第七十七条 (略) 附 則 第八十二条 (略) 2 旧規則第三十六条第一項第二号の規定によつて厚生大臣の許可を受けた者は、これを第六条の六第一項の規定によつて許可を受けたものとみなす。	五 第六十四条第二項又は第六十四条の二の規定による命令に違反して業務を行つたとき。 六〃八 (略) 第七十七条 (略) 附 則 第八十二条 (略) 2 旧規則第三十六条第一項第二号の規定によつて厚生大臣の許可を受けた者は、これを第七十条第二項の規定によつて許可を受けたものとみなす。
---	---

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	平成十九年四月一日施行後
第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（<u>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。</u>）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで及び第三十条の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。 2ゝ5 （略）	第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで及び第三十条の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。 2ゝ5 （略）

改 正 案	現 行
第五条 厚生労働省に医籍を備え、登録年月日、<u>第七条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の医師免許に関する事項を登録する。</u> 第七条 （略） 2 医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、<u>次に掲げる処分をすることができ。</u> 一 戒告 二 <u>三年以内の医業の停止</u> 三 <u>免許の取消し</u> 3 <u>前二項の規定による取消処分を受けた者（第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつた者として前項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消の理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。</u> 4 ～ 18 （略）	第五条 厚生労働省に医籍を備え、医師免許に関する事項を登録する。 第七条 （略） 2 医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、<u>その免許を取り消し、又は期間を定めて医業の停止を命することができ。</u> 3 <u>前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消の理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。</u> 4 ～ 18 （略）

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた医師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、医師としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を医籍に登録する。

3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

4 第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

5 前条第十一項から第十八項まで（第十三項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の三 厚生労働大臣は、医師について第七条第二項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三十条の二 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

第三十条の三 第六条第三項、第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八条 この章に規定するものの外、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関しては、政令でこれを定める。

第三十条の二 第六条第三項、第七条第五項、第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第三項、第十八条、第二十条から第二十二条まで又は第二十四条の規定に違反した者

二 第七条の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十三条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

第三十三条の二 第六条第三項、第十八条、第二十条から第二十二条まで又は第二十四条の規定に違反した者は五十万円以下の罰金に処する。

改 正 案	現 行
第五条 厚生労働省に歯科医籍を備え、登録年月日、第七条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の歯科医師免許に関する事項を登録する。 第七条 （略） 2 歯科医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。 一 戒告 二 三年以内の歯科医業の停止 三 免許の取消し 3 前二項の規定による取消処分を受けた者（第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつた者として前項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。 4 ～ 18 （略）	第五条 厚生労働省に歯科医籍を備え、歯科医師免許に関する事項を登録する。 第七条 （略） 2 歯科医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて歯科医業の停止を命ずることができる。 3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。 4 ～ 18 （略）

（傍線の部分は改正部分）